

第2期障害福祉計画の策定に向けて

～第1期計画からの主な変更内容(案)について

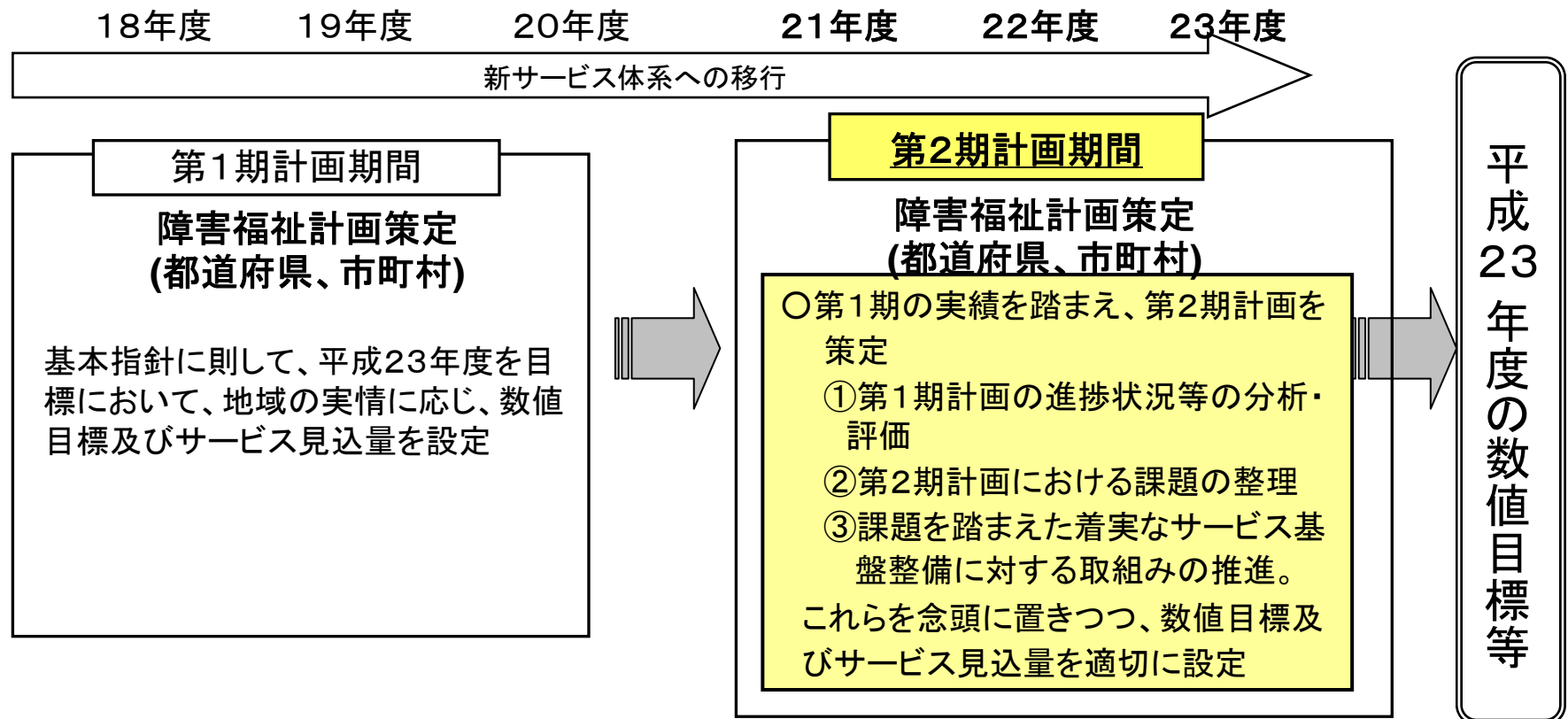
平成20年9月29日

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部

※本資料は、7月29日に開催した全国障害福祉計画担当者会議資料について、その後の検討を踏まえ表現等を修正したものであるが、内容については、今後変更があり得るものである。

障害福祉計画について(第1期～第2期)

- 国は、「基本指針」において、障害福祉計画作成に当たって基本となる理念、サービス見込量の算定の考え方、計画的な基盤整備を進めるための取組みなど、下記の事項について定めるものとする
 - ・障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本事項
 - ・市町村障害福祉計画及び都道府県障害福祉計画の作成に関する事項
 - ・その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項
- 市町村及び都道府県は、国の「基本指針」を踏まえ、平成23年度までの新サービス体系への移行を念頭に置きながら数値目標を設定し、平成18年度中に平成20年度までを第1期とする障害福祉計画を策定。
- 第2期計画(平成21年度～23年度)は、第1期計画の進捗状況等を踏まえ策定することとなる。



○第2期障害福祉計画策定における留意点(1)

目標値・サービス見込量に対する基本的な考え方について

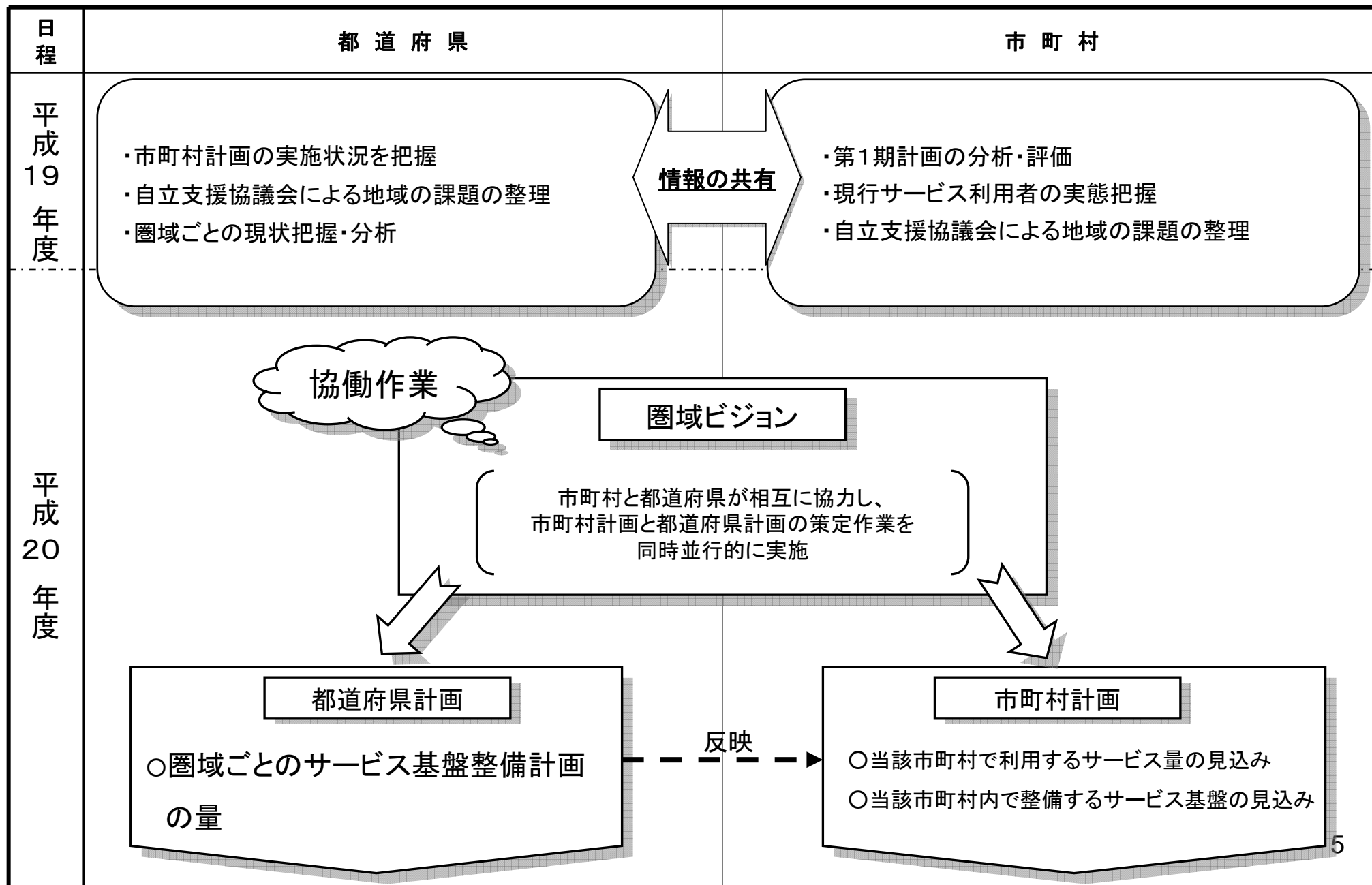
- 第1期計画は、平成23年度の数値目標に至る中間段階としての位置付け。
(第1期：平成18年度～20年度 第2期：平成21年度～23年度)
- 第1期計画が実際に策定された時期は、多くの自治体において平成18年度末であった。
- このため、第1期計画の策定に際して基本指針において示した数値目標の考え方は、**基本的には第2期計画の策定に当たっても変更しない。**
- 一方、障害者自立支援法の施行時期との関係から、第1期障害福祉計画の策定作業は、法施行事務作業と平行して行われたこと等から、計画内容について十分な検討ができなかった自治体も多いと推察。
- 各自治体においては、第2期計画の策定に当たり、第1期計画の現状の把握、地域における課題等を踏まえ、今後実施すべき事項等を検討することが重要。
- 当該分析・検討を踏まえ、目標値を適切に補正(上方・下方)するとともに、障害者のニーズを踏まえ必要なサービス量を見込むことが必要。
- ただし、退院可能精神障害者数及びその減少目標値については、第1期計画で設定した数値を踏襲。現在行われている「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」での議論を踏まえて、改めて目標値の設定方法等について提示。
- また、別途、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」による平成23年度末までの退院者数を設定し、これに必要な指定障害福祉サービス等の見込量を設定。

○第2期障害福祉計画策定における留意点(2)

障害者自立支援法の見直しとの関係

- 現在、社会保障審議会障害者部会において、障害者自立支援法の施行後3年の見直しの議論が行われており、本年12月頃に一定の方向性がまとめられることとなっている。
- 見直しの方向性及び時期は、現時点では確定していないため、当該見直しの内容が、第2期障害福祉計画の内容にどの程度影響するかも未確定。
- 法改正が必要な場合も、施行までの準備期間を置くことも考えられることから、平成21年4月当初から障害福祉計画に影響するものは少ないと想定。
- このため、各自治体においては、現在の制度内容に基づき、平成20年度中に第2期計画を策定していただくこととなる。
- 法改正の施行により、第2期計画の見直しが必要となった場合は、改めて連絡。

第2期障害福祉計画策定スケジュールのイメージ



第2期障害福祉計画における変更内容(案)【目次】

- 1 第1期計画に対する基本的認識と第2期計画における変更内容(案)
- 2 第2期障害福祉計画における変更内容(案)について
 - ①都道府県・市町村の協働による圏域単位のサービス基盤整備の促進等に関する事項
 - ②障害者の地域生活への移行の一層の促進に関する事項
 - ③相談支援体制の充実・強化に関する事項
 - ④一般就労への移行支援の強化に関する事項
 - ⑤虐待防止に対する取組みの強化に関する事項
 - ⑥サービス見込量に対する考え方の見直しに関する事項
 - ⑦地域生活支援事業について
(障害福祉計画における基本指針・室長通知の改正について)

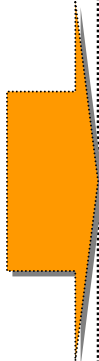
第1期計画に対する基本的認識と第2期計画における変更内容(案)

第1期計画における課題等

- 必要なサービス量を見込でも、具体的な基盤整備の取組みがあまり進んでおらず、また、その道筋を示せていない。
- 訪問系サービスにおいても依然として基盤整備が進んでいない。
- 障害者の地域生活への移行を一層促進する必要がある。
- 精神障害者の地域生活への移行のため、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」を障害福祉計画上明確に位置付ける必要がある。
- 地域における相談支援体制の充実・強化が必要
- 地域自立支援協議会の在り方を障害福祉計画上明確に位置付ける必要がある。
- 一般就労への移行を一層促進する必要がある。
- 第1期計画策定後、工賃倍増5か年計画等による取組みが始まっており、当該計画等を障害福祉計画上明確に位置付ける必要がある。
- 障害者に対する虐待防止に関する取組みが一層求められている。
- 第1期計画策定時においては、法施行事務と平行して作業を行わざるを得なかったこと等から、サービス見込量を機械的に算出した自治体も多い。
- 国の指針においても、過去の利用者の伸びを中心として算出する内容となっており、機械的な面があった。

第2期計画における変更点

- 都道府県・市町村の協働による圏域単位のサービス基盤整備の促進等
- 障害者の地域生活への移行の一層の促進
- 相談支援体制の充実・強化
- 一般就労への移行支援の強化
- 虐待防止に対する取組みの強化
- サービス見込量に対する考え方の見直し



第1期計画からの変更内容(案)①

○都道府県・市町村の協働による圏域単位のサービス基盤整備の促進等に関する事項

第2期計画指針(案)

- 第二 障害福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画の策定に関する事項
- 都道府県障害福祉計画において定める事項は、次に掲げる事項その他の別表第4に掲げる事項とする。
- 1 区域ごとの各年度の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策
- (1) 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 区域ごとに平成23年度までの指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定める。
- その際には、市町村障害福祉計画における数値を区域ごとに集計したものを基本として、これを更に都道府県全域で集計した結果が、都道府県障害福祉計画における見込みの数値と整合性がとれるよう、都道府県は、市町村と調整することが必要である。
- また、従来、障害福祉サービスが未実であった市町村におけるサービスの確保や、立ち後れている精神障害者に対するサービスの充実に留意することが必要である。

↓

続 く

指針案の考え方

○現行規定を踏襲

※「区域」については後述(P12)

(2) 略

※以下を追加

(3) 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービスの見通し及び計画的な基盤整備の方策

施設入所者や退院可能精神障害者の地域生活への移行その他地域における課題を踏まえ、それら課題への対応が立ち後れている地域においては、必要となる指定障害福祉サービスの基盤整備を着実に行うために都道府県と市町村が協働により計画的に指定障害福祉サービスの基盤整備を行うことが必要である。

このため、このような地域においては、圏域単位を標準として、地域における課題を整理した上で、平成23年度において障害者等の支援に必要な指定障害サービスの種類及び量の見通しを明らかにすること。加えて、当該見通しを達成するために新たに必要となる指定障害福祉サービスを実施する事業所数（訪問系サービスを除く。以下同じ。）を見込むとともに、年次ごとの事業所の整備計画を作成すること。なお、サービスの内容及び量の見通し及び整備計画の作成に当たっては、別表第4に掲げる事項に留意しつつ作成することが必要である。

また、作成された整備計画の内容は、関係する市町村障害福祉計画に反映し、都道府県と市町村が一体的に取り組むことが必要である。

※市町村計画の策定に関する事項にも、同趣旨の記述を追加する。

↓別表第4

○第2期計画の作成に当たっては、適切に現状の把握・分析を行い、課題整理を行うことが必要。

○課題に対する取組みが立ち後れている地域においては、障害保健福祉圏域単位を標準として、サービス供給体制の見通しを明らかにするとともに、基盤整備等を行うことが必要。



詳細は次頁

※別表第4に以下の事項を追加

(別表第4)

5 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービスの見直し及び計画的な基盤整備の方策

- ① 障害福祉サービスの利用状況や供給体制について、国民健康保険団体連合へ委託する自立支援給付の支払に関するデータの分析等によりの確に把握すること。
- ② 障害者等のニーズを踏まえ、必要な住まい、訪問系サービス、日中活動の拠点が適切に整備されているかという観点から課題を整理すること。
- ③ ①及び②を踏まえ、障害者等の支援に必要となる指定障害福祉サービスの種類及び量の見直しを作成すること。加えて、当該見直しを達成するために新たに必要となる指定障害福祉サービスを実施する事業所数を見込むとともに、年次ごとの事業所の整備計画を作成すること。

○基盤整備にかかる計画の作成に当たっては、機械的に行うのではなく、地域生活への移行に必要なサービスを具体的に見込むことが必要。

(関連規定)

第二 障害福祉計画の作成に関する事項

二 市町村障害福祉計画の作成に関する事項

1 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその確保に関する事項

(2) 指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

指定障害福祉サービス又は指定相談支援の事業を行う者の確保に関する方策を定める。

この場合において、指定障害福祉サービス又は指定相談支援の事業を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、広く情報提供を行う等により多様な事業者の参入を促進する等の工夫を図ることが適当である。

特に、訪問系サービスについては、障害者等の地域生活を支える基本事業であるため、各市町村において事業を実施する事業所を最低1か所確保できるよう努めること。また、指定相談支援の事業を行う事業者についてもその確保に努めること。なお、小規模町村等において訪問系サービスや相談支援を行う事業所を確保できない場合は、介護保険制度における訪問介護事業所や居宅介護支援事業所に対して、法に基づく居宅介護事業所としての指定を取るよう促すなどの工夫が必要である。

○障害者の地域生活を支える基本事業である訪問系サービスや相談支援を行う事業者が確保できていない（市町村の区域をカバーする事業者が存在しない）市町村においては、事業所を確保できるよう取り組む必要がある。

(関連規定)

第二 障害福祉計画の作成に関する事項

一 障害福祉計画の作成に関する基本的事項

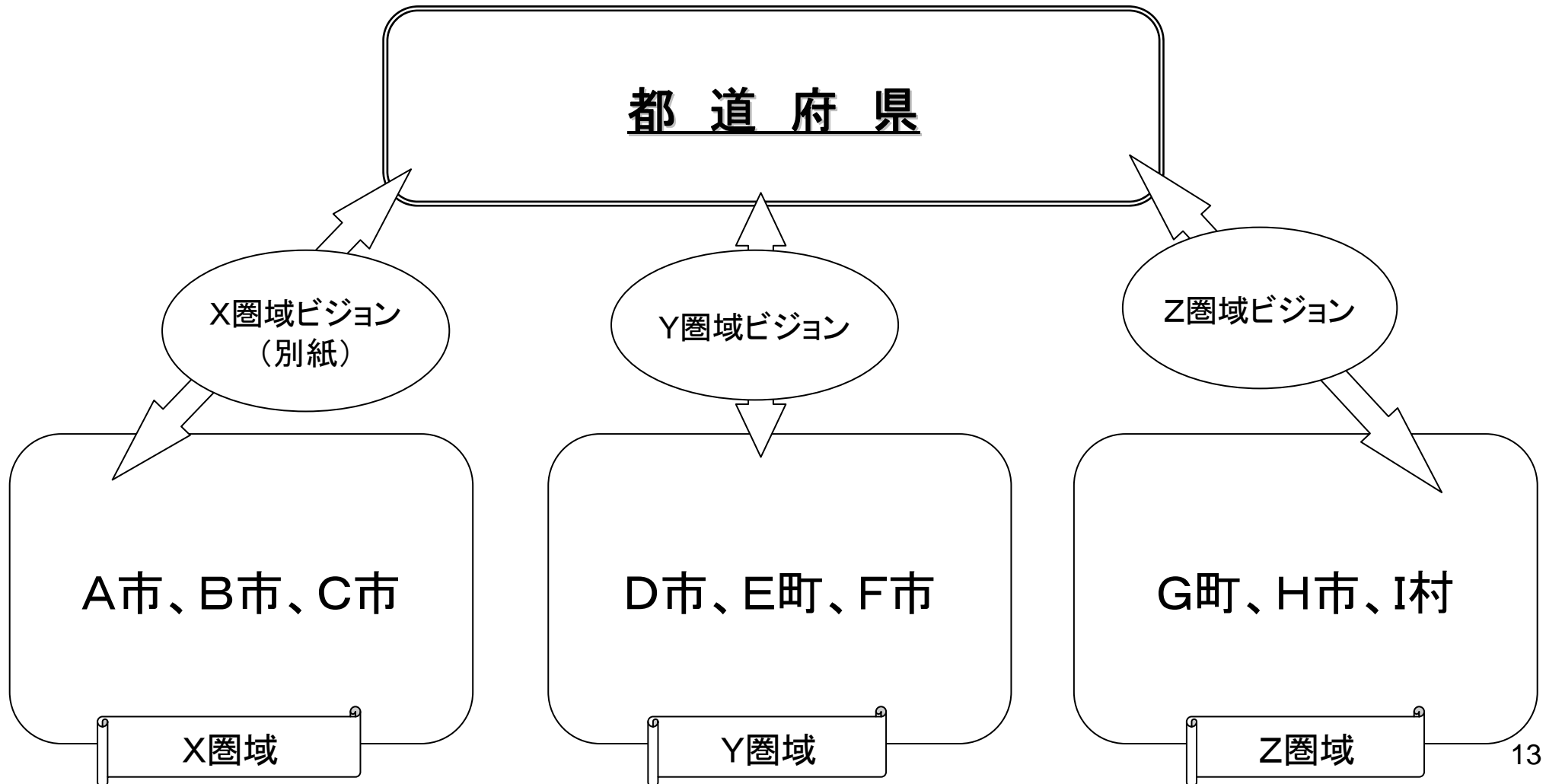
6 区域の設定

都道府県障害福祉計画においては、指定障害福祉サービス（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）又は指定相談支援（法第32条第1項に規定する指定相談支援をいう。以下同じ。）の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域（法第89条第2項第1号に規定する都道府県が定める区域をいう。以下同じ。）については、他のサービスとの連携を図る観点から、圏域を標準として当該区域を定めることが必要である。

○圏域における取組みが進められるよう、「区域」の範囲については「障害保健福祉圏域」を標準とする。

圏域毎のサービス供給体制の見通し（圏域ビジョン）のイメージ

○ 障害保健福祉圏域毎に、入所（入院）・通所・居宅などのサービス基盤全体の整備の方向が見通せるものを設定。



※P17の関連として以下の下線部分を追加

第二 障害福祉計画の作成に関する事項

三 都道府県障害福祉計画の策定に関する事項

都道府県障害福祉計画において定める事項は、次に掲げる事項その他の別表第4に掲げる事項とする。

- 1 区域ごとの各年度の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

(4) 退院可能精神障害者の地域生活への移行促進
退院可能精神障害者の地域生活への移行を促進するため、市町村と協働して「精神障害者地域移行支援特別対策事業」を実施するとともに、
本事業による平成23年度末までの退院者数の目標値を踏まえ、平成21年度末から平成23年度末までの各年度の退院者数の目標値を設定するとともに、当該目標値を踏まえ必要となる各年度の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの量の見込を定める。

○「精神障害者地域以降支援特別対策事業」による退院者数の目標値を踏まえた基盤整備を進めることが必要。

※「精神障害者地域移行支援特別対策事業」による退院者数の目標値については後述（P17）

圏域毎のサービス供給体制の見通し（圏域ビジョン）のイメージ（人口30万人の場合）

別紙

障害福祉サービス給付 20.6億円
 自立支援医療給付 6.0億円
 精神及び行動の障害に係る医療費 43.4億円

総人口：30.0万人
 高齢者（65歳以上）：6.4万人
 身体障害者：1.1万人
 知的障害者：0.2万人
 精神障害者：0.7万人

介護保険給付：153億円
 国民医療費：762億円

居住系

訪問系・日中活動系

平成18年度

平成23年度

○入所：405人
 知的：259人
 重心：26人
 その他：120人

【地域】
 44
 (10.%)

○新たに必要となる事業所にかかる整備計画

	21年	22年	23年
生活介護	○か所	○か所	○か所
△△△	○か所	○か所	○か所

平成18年度

平成23年度

○訪問介護
 ○○時間
 (○○人)

○訪問介護
 ○○時間
 (○○人)

○日中活動：265人
 12か所

日中活動
 343人分
 16か所
 (1.3倍)

○精神科病院

【地域へ】
 ○○人

学校



○GH等：86人
 13か所

185人
 28か所
 (2.2倍)

小学校：52校
 中学校：25校
 特別支援学校等在校生：249人

○全雇用者
 102,861人
 うち障害者
 1,141人
 うち福祉施設から
 5人

全雇用者 ○人
 うち障害者○人
 うち福祉施設から
 21人
 (4.2倍)

○公営住宅
 5,042戸



※数字は社会福祉施設等調査等各種調査から算出したもの。



第1期計画からの変更内容(案)②

○障害者の地域生活への移行の一層の促進に関する事項

第2期計画指針案

第二 障害福祉計画の作成に関する事項

一 障害福祉計画の作成に関する基本的事項

2 平成23年度の数値目標の設定

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

．．．．．その上で、平成23年度における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。当該数値目標の設定に当たっては、第1期計画時点の施設入所者数の1割以上が地域生活へ移行することとするとともに、これにあわせて平成23年度末の施設入所者数の1割以上が地域生活へ移行することとするとともに、これにあわせて平成23年度末の施設入所者数を第1期計画時点の施設入所者数から7%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定することが望ましい。なお、施設入所者数の設定に当たっては、新たに施設へ入所する者の数は、ケアホーム等での対応が困難な者等、施設入所が真に必要と判断される者の数を踏まえて設定されるものであることに留意すること。

↓
続 く

指針案の考え方

○障害者の地域生活への移行促進のため、
新規入所者に対する考え方を明確化する。

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成24年度までに受入れ条件が整えば退院可能な精神障害者（以下「退院可能精神障害者」という。）が退院することを目指し、そのために必要な自立訓練事業等の必要量を見込み、平成23年度末までの退院可能精神障害者数の減少目標値（平成14年度における退院可能精神障害者数に基づき市町村及び都道府県が定める数）を設定する。これとともに、医療計画（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の3第1項に規定する医療計画をいう。以下同じ。）における基準病床数の見直しを進める。

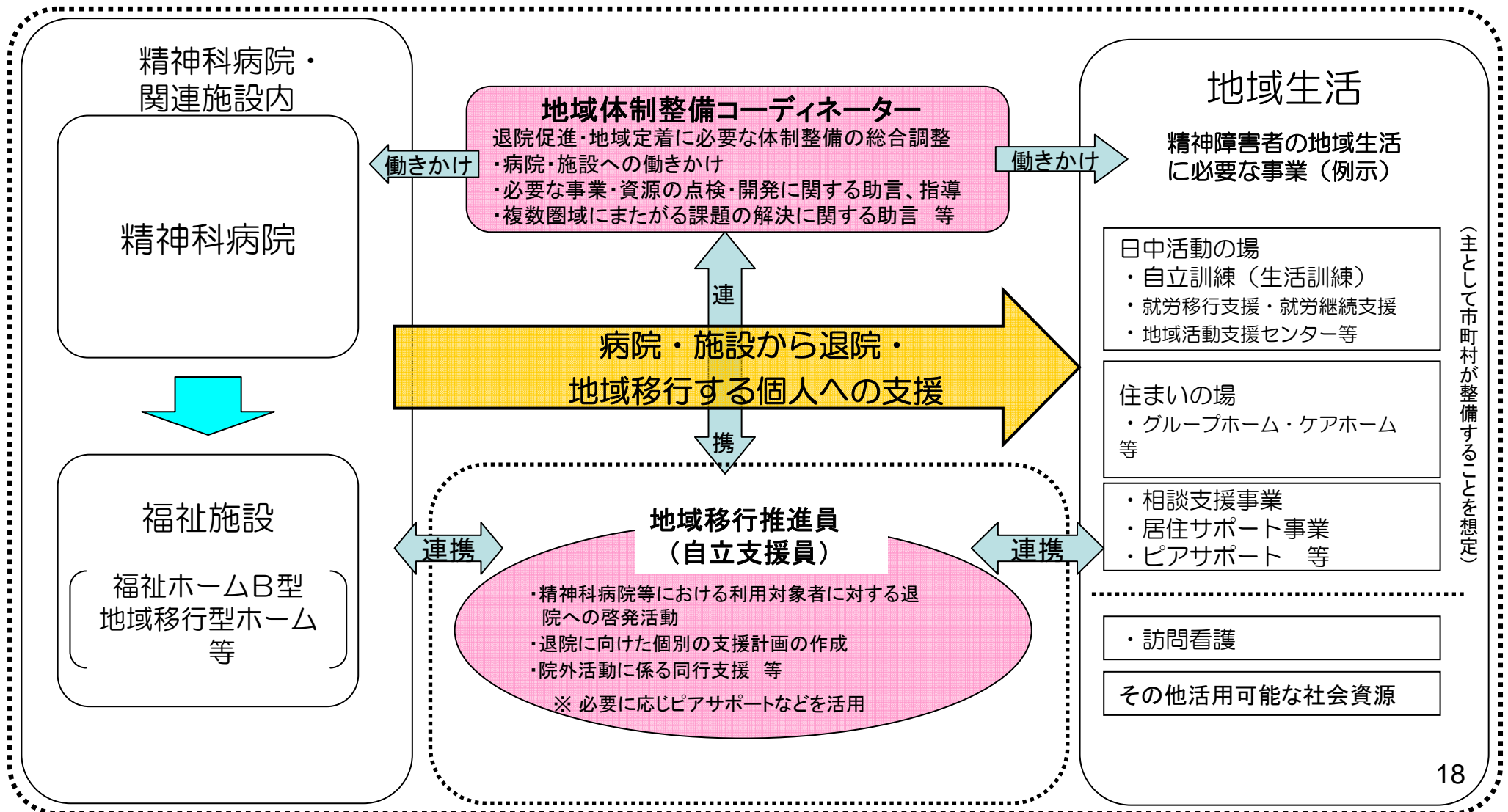
さらに、都道府県においては、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」（平成20年5月30日障発第0530001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知により実施する事業をいう。以下同じ。）による平成23年度末までの退院者数の目標値を定める。

- 「精神障害者地域移行支援特別対策事業」による取組みを明確に位置付けるとともに、当該事業による退院者数の目標値及びそのために必要な指定障害福祉サービス等の見込量についても設定。

精神障害者地域移行支援特別対策事業(新規)(17億円)

事業の概要

受入条件が整えば退院可能な精神障害者の退院支援や地域生活支援を行う地域移行推進員(自立支援員)を配置するとともに、地域生活に必要な体制整備を促進する地域体制整備コーディネーターを配置することにより、精神障害者の地域生活への移行を着実に推進する。



第1期計画からの変更内容(案)③

○相談支援体制の充実・強化に関する事項

第2期計画指針案

第一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項

三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障害者等、とりわけ重度の障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠である。このため、地域の実情に応じ、適切な相談支援が実施できる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を適切かつ効果的に実施するため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる地域自立支援協議会（以下「地域自立支援協議会」という。）を設けるとともに、その在り方を明確に示すことが必要である。

その際、地域自立支援協議会は、関係者が抱える個々のケースに基づき、地域の課題について情報を共有しながら具体的に協議する場であることに留意すること。り、例えば、障害児支援においては、障害児のライフステージに応じた適切な相談支援が行えるよう、一つの支援機関だけがニーズを抱え込まないように、関係機関のネットワークの在り方、地域支援体制の中軸となる相談支援の在り方について協議する場であることに留意すること。

指針案の考え方

○相談支援体制の充実・強化のため、地域自立支援協議会については、地域における相談支援体制の中核として、できる限り具体的に記述すること等により、地域における在り方を示すことが必要。

地域自立支援協議会について

【概要】

市町村が、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として設置する。[交付税]

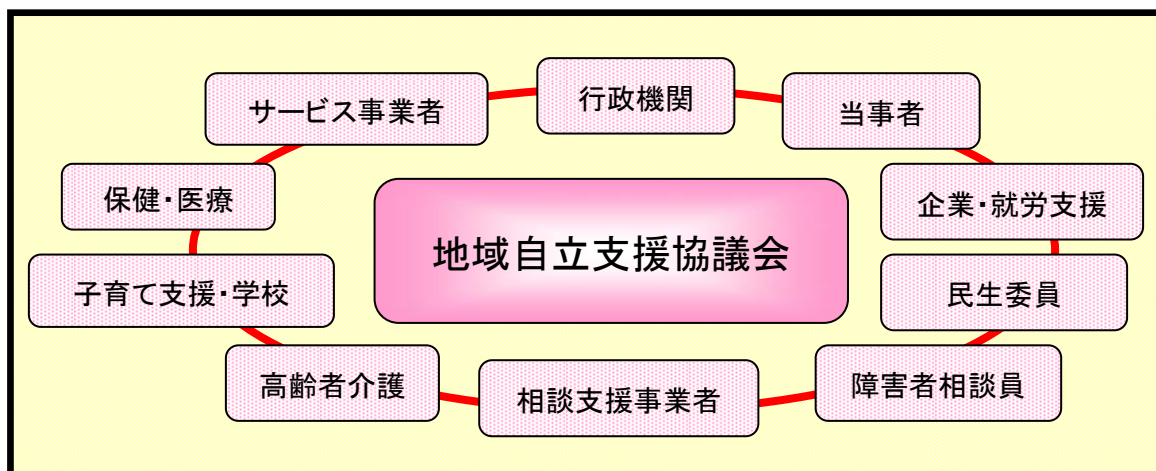
【実施主体】

市町村（①複数市町村による共同実施可 ②運営を指定相談支援事業者に委託可）

【主な機能】

- ① 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ② 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- ③ 地域の社会資源の開発、改善

※ 都道府県においても、都道府県全体のシステムづくり等のため、自立支援協議会を設置。



第1期計画からの変更内容(案)④

○一般就労への移行支援の強化に関する事項

第2期計画指針案

第二 障害福祉計画の作成に関する事項

- 一 障害福祉計画の作成に関する基本的事項第2 平成23年度の数値目標の設定
 - (3) 福祉施設から一般就労への移行等
.....

※(3)の中に以下のような記述を追加)

- ・ 障害者に対し、障害者の一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ること。
- ・ 都道府県が工賃倍増5か年計画を作成した場合は、平成23年度の目標工賃等の概要について記載し、周知を図ることが適当である。
- ・ 福祉施設等における障害者の雇用の確保について、重点施策実施5か年計画において、「国は、公共調達における競争性及び公共性の確保に留意しつつ、福祉施設等の受注機会の増大に努めること」とされている。また、地方自治法施行令の改正により、随意契約が可能な場合として、地方公共団体が障害者支援施設等から役務の提供を受ける契約を追加したこと等、官公需に係る福祉施設の受注機会の増大が求められていることから、障害福祉計画において、官公需にかかる福祉施設の受注機会の拡大について記載し、取組を進めることが望ましい。

指針案の考え方

- ①障害者の一般就労への移行を促進するため、障害者等に対し一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図るとともに
- ②工賃倍増5か年計画について、障害福祉計画に位置付けることや
- ③重点施策実施5か年計画や地方自治法施行令の改正を踏まえ、官公需に係る受注機会の拡大について、障害福祉計画に記載すること

等により、一般就労に対する取組みを一層推進する。

(参考)

重点施策実施5か年計画（抄）

～障害の有無にかかわらず国民誰もが互いに支え合い～

共に生きる社会へのさらなる取組～

平成19年12月25日

障害者施策推進本部決定

I 重点的に実施する施策及びその達成目標

5 雇用・就業

○基本方針

雇用・就業は、障害者が地域でいきいきと生活していくための重要な柱であり、働くことを希望する障害者が能力を最大限発揮し、就労を通じた社会参加を実現するとともに、職業的自立を図るため、雇用政策に加え、福祉政策や教育政策と連携した支援等を通じて障害者の就労支援のさらなる充実・強化を図る。

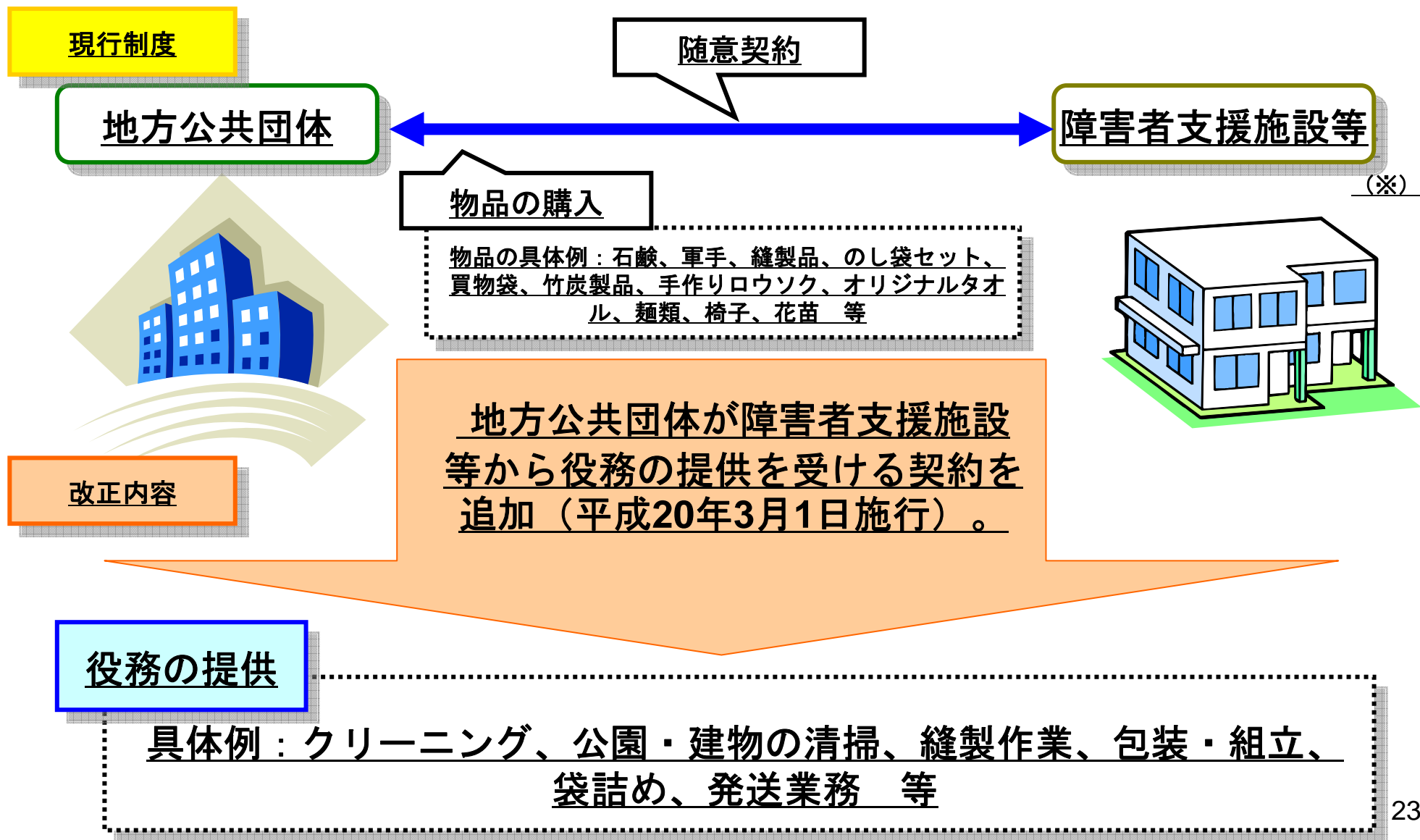
② 総合的支援施策の推進

○ 福祉施設等における仕事の確保に向けた取組の推進

福祉施設等における障害者の仕事の確保に向け、国は、公共調達における競争性及び公正性の確保に留意しつつ、福祉施設等の受注機会の増大に努めるとともに、地方公共団体等に対し、国の取組を踏まえた福祉施設等の受注機会の増大の推進を要請する。

また、企業から福祉施設等に対する発注を促進する税制を創設し、当該税制の活用を促すこと等により、障害者の仕事の確保に向けた取組を推進する。

障害者支援施設等との随意契約の範囲の見直し



※ 障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設・更生施設（身体、知的）、授産施設（身体、知的、精神）及び福祉工場（身体、知的、精神）、小規模作業所。

第1期計画からの変更内容(案)⑤

○虐待防止に対する取組みの強化に関する事項

第2期計画指針案

- 第二 障害福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画の策定に関する事項
 - 3 指定障害福祉サービス及び指定相談支援に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置
 - (3) 障害者等に対する虐待の防止
 - 指定障害福祉サービス等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置く等の必要な体制を整備し、従業員に対して、研修を実施する等の措置を講じるように努めることが必要である。
 - 都道府県や市町村においては、地域自立支援協議会を活用すること等により、福祉事務所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者及び障害児団体、学校、警察、法務局、司法関係者、民生委員、児童委員、人権擁護委員等から成るネットワークの構築、障害者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等について定めたマニュアルの作成等虐待防止に向けたシステムの整備に取り組むことが重要である。
 - また、市町村においては、住民からの虐待に関する通報があった場合にどのような対応を行うのか関係者の合意による対応システムについて検討しておくことが必要であり、例えばそのために地域自立支援協議会を活用することも想定される。

指針案の考え方

○虐待防止に関する取組みを一層強化する必要がある。

第1期計画からの変更内容(案)⑥

○サービス見込量に対する考え方を見直しに関する事項

第2期計画指針案

第二 障害福祉計画の作成に関する事項

一 障害福祉計画の作成に関する基本的事項

- 4 障害者等のサービスの利用実態及びニーズの把握
障害福祉サービスの必要な量を見込む等の際は、地域における障害者等の実情及びニーズを的確に把握することが必要である。

このため現在のサービスの利用実態について分析を行うとともに、地域の実情に応じ、アンケート、ヒアリング等によるニーズ調査を行うことが適当である。なお、ニーズ調査については、郵送によるアンケート、障害種別・年齢別に対象者を選択してのヒアリング、障害者関係団体からのヒアリング等様々な方法が考えられるが、地域の実情、作業日程等を勘案しつつ、適切な方法により実施することが考えられる。

(別表第3)

【居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、退院可能精神障害者のうち、居宅介護等の利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案し、利用者数及び量の見込みを定める。

※他のサービスに関する記述も同様の変更する。

指針案の考え方

○サービス見込量については、過去の実績から機械的に見込むのではなく、障害者のニーズやその動向を踏まえて見込む必要がある。

○住民に分かりやすい計画とするため、サービス見込量（時間等）とともに利用者数も明記する。

⑦地域生活支援事業について（障害福祉計画における基本指針・室長通知の改正について）

基本指針

○市町村・都道府県の地域生活支援事業の実施に関する事項

市町村の地域生活支援事業の実施に関して、地域の実情に応じて、次の事項を定める。

- (一)実施する事業の内容
- (二)各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込
- (三)各事業の見込量の確保のための方策
- (四)その他実施に必要な事項

現状維持

※室長通知を以下の点を盛り込み改正

- ・第1期計画の現状把握・分析を踏まえ、第2期計画を策定。
- ・必須事業の未実施市町村の事業化へ向けた計画策定。
- ・精神障害者退院促進支援事業の削除。
- ・手話奉仕員等の人材養成事業に係る講習終了見込者数の設定。
- ・第1期計画での集計不可項目の修正（「利用見込者数」から「実利用見込者数」への修正）

改正

室長通知

【実施する事業の内容・見込量】

《市町村事業》

- ◎相談支援…障害者相談支援事業、地域自立支援協議会、障害児等療育支援事業（指定都市、中核市に限る。）の実施見込み箇所数。市町村相談支援機能強化事業、住宅入居等支援事業及び成年後見制度利用支援事業の実施見込み箇所数
- ◎コミュニケーション支援…聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害者等の利用見込み者数
- ◎日常生活用具…日常生活用具の種類ごとの給付等見込み件数
- ◎移動支援…利用見込み者数、延べ利用見込み時間数
- ◎地域活動支援センター…地域活動支援センターの基礎的事業の実施見込み箇所数、利用見込み者数及び機能強化事業の実施見込み箇所数
- ◎発達障害者支援センター（指定都市に限る。）…実施見込み箇所数、利用見込み者数

《都道府県事業》

- ◎発達障害者支援センター、障害者就業・生活支援センター、高次脳機能障害支援普及事業…実施見込み箇所、利用見込み者数
- ◎都道府県相談支援体制整備事業…都道府県相談支援体制整備事業、都道府県自立支援協議会及び障害児等療育支援事業の実施見込み箇所数
- ◎精神障害者退院促進支援事業…実施見込み箇所数、利用見込み者数
- ◎市町村に代わって行う事業

【各事業の見込量の確保のための方策】

各種社会資源の活用、近隣市町村との連携、他の市町村への委託等広域的・総合的な実施など効率的・効果的な事業の確保方策を定める。

【その他実施に必要な事項】

特記すべき事項があれば定める。